

石神井公園の都市計画変更について

1 概要

東京都市計画公園石神井公園（以下「本公園」という。）は、練馬区の南西部に位置し、三宝寺池および石神井池を中心とした公園である。現在、約 28.1ha の区域が都立石神井公園や練馬区立公園として開園している。

この度、都は、本公園の都市計画区域について、風致の保全、みどりの拠点の拡大、防災機能の向上のため、本公園に接する農地や区立石神井プールの区域などを追加する等の都市計画変更を行う。

2 都市計画変更の概要

P 4 のとおり

3 これまでの経過および今後の予定

令和5年11月	関係権利者への個別説明（東京都）
12月22日	練馬区都市計画審議会へ変更素案を報告
令和6年1月22日	東京都から意見照会
2月19日	都市計画変更案の公告・縦覧、意見書受付（東京都）
～3月4日	
3月26日	練馬区都市計画審議会へ諮問
4月	東京都へ意見回答
5月17日	東京都都市計画審議会へ付議（東京都）
6月	都市計画変更・告示（東京都）

4 議案

議案第523号 東京都市計画公園の変更（東京都決定）
〔第7・5・15号石神井公園〕

(1) 都市計画の案の理由書	P 3
(2) 計画書	P 4～5
(3) 位置図	P 6
(4) 計画図	P 7

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画公園 第7・5・15号石神井公園

2 理由

本公園は、練馬区の南西部に位置し、三宝寺池及び石神井池を中心とする面積約41.8ヘクタールの特殊公園（風致公園）であり、約28.1ヘクタールが都立公園や区立公園として開園し、都民に親しまれている。

「東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(令和3年3月)」において、石神井公園地域の将来像は、「駅及び商店街のにぎわいと緑豊かな石神井公園が連続する、魅力と活力のある地域の拠点を形成」とされている。

「練馬区都市計画マスタープラン(平成27年12月)」においては、本公園が位置する西武池袋線沿線地域は、石神井川や白子川などをみどりの軸とし、本公園などをみどりの拠点として、みどりのネットワークを形成するとされている。

本公園は、三宝寺池の水が流れ込む石神井川、都立練馬城址公園や城北中央公園、農地、街路樹のみどりと共に水と緑のネットワークを形成しているほか、東京都震災対策条例(平成12年東京都条例第202号)に基づく避難場所とされており、緑の保全やネットワークの強化、防災上の機能の担保が重要である。

こうしたことから、みどりの拠点の拡大、風致の保全及び防災機能の更なる向上を図るとともに、本公園に接する農地、練馬区立石神井プールの区域を公園区域に追加し、併せて、現在の地形地物との整合を図るため、合計約0.48ヘクタールの区域を追加する都市計画変更を行うものである。

なお、面積を精査した結果、錯誤があったため併せて修正する。

東京都市計画公園の変更（東京都決定）

東京都市計画公園中第7・5・15号石神井公園を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
特殊公園	第7・5・15号	石神井公園	練馬区石神井町三丁目、石神井町五丁目、石神井町六丁目、石神井台一丁目及び石神井台二丁目各地内	約40.0ha	園路、広場、修景施設等

「区域は、計画図表示のとおり」

理由： 都市計画公園の配置及び利用を検討した結果、みどりの拠点の拡大、風致の保全及び防災機能の更なる向上、現在の地形地物との整合を図るため、上記のとおり公園を変更する。

新旧対照表

新旧	種別	名称		位置	面積	備考
		番号	公園名			
新	特殊公園	第7・5・15号	石神井公園	練馬区石神井町三丁目、石神井町五丁目、石神井町六丁目、石神井台一丁目及び石神井台二丁目各地内	約40.0ha	位置、区域及び面積の変更 面積変更の内訳 追加区域 約0.48ha 錯誤面積の修正 △約2.33ha
旧				練馬区石神井町三丁目、石神井町五丁目、石神井町六丁目、石神井台一丁目及び石神井台二丁目各地内	約41.8ha	

5

変更概要

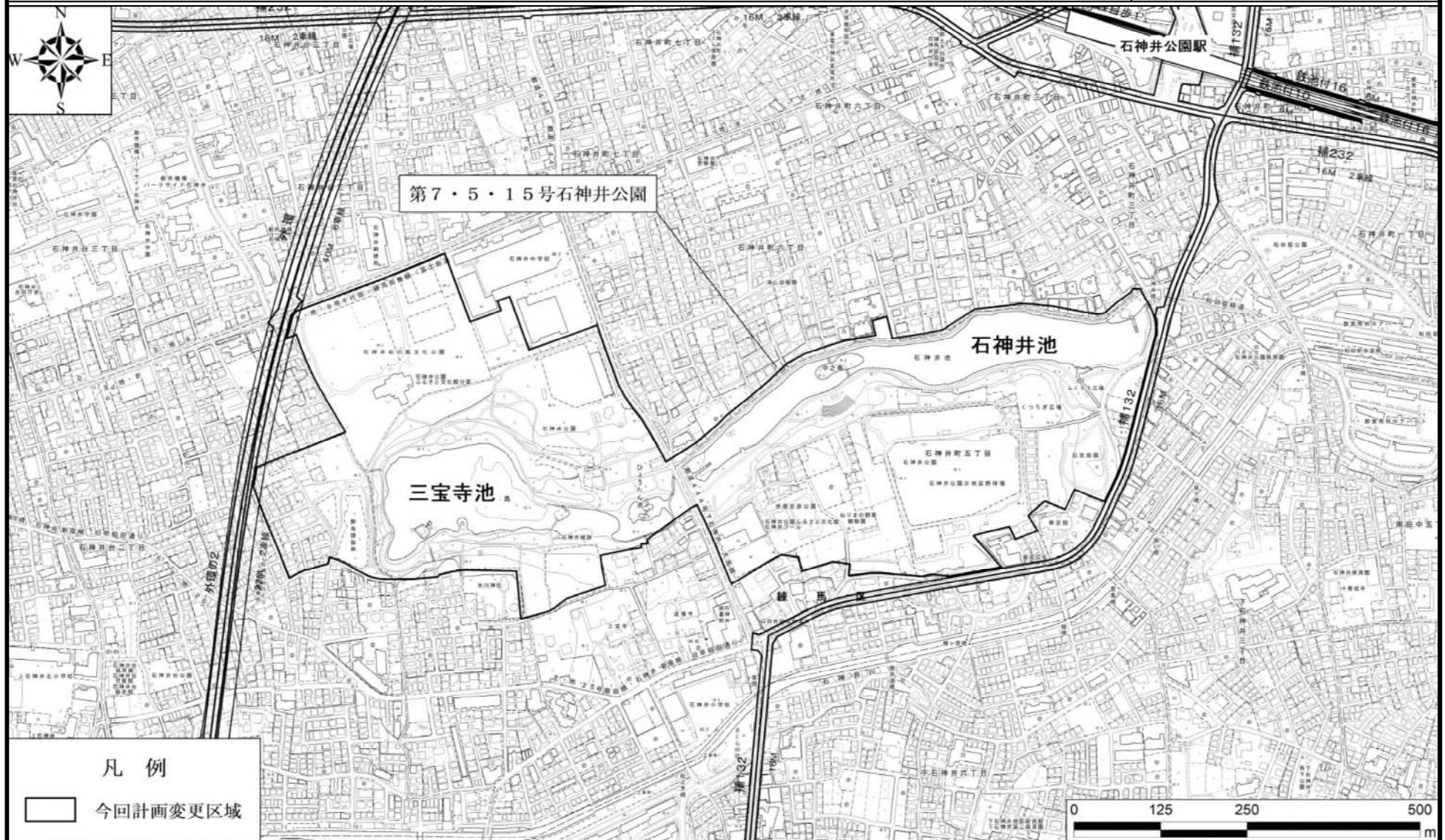
名称	変更事項
第7・5・15号 石神井公園	<p>1 位置の変更 練馬区石神井町三丁目、石神井町五丁目、石神井町六丁目、石神井台一丁目及び石神井台二丁目各地内 → 練馬区石神井町三丁目、石神井町五丁目、石神井町六丁目、石神井台一丁目及び石神井台二丁目各地内</p> <p>2 区域の変更 計画図表示のとおり</p> <p>3 面積の変更 約41.8ha → 約40.0ha 面積変更の内訳 追加区域 約0.48ha (練馬区石神井町五丁目地内) 錯誤面積の修正 △約2.33ha</p>

東京都市計画公園

第7・5・15号石神井公園

位置図

〔東京都決定〕

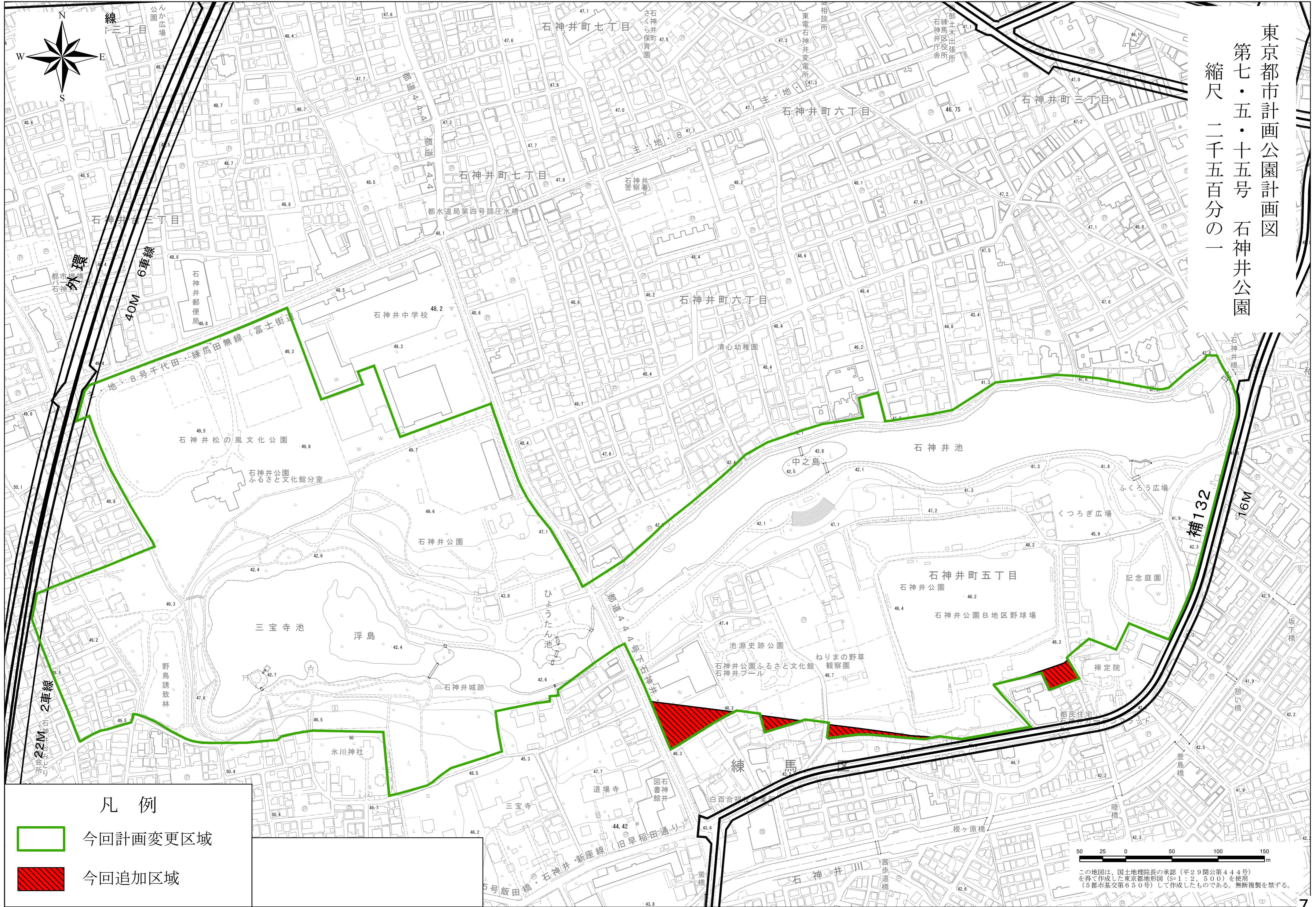


この地図は、国土地理院長の承認（平29関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2，500）を使用（5都市基交第650号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）5都市基街都第221号、令和5年10月16日

東京都市計画公園計画図

第七・五・十五号 石神井公園

縮尺 二千五百分の一



この地図は、国土地理院長の承認（平29関公第444号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を使用（5都市基交第650号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。